

都城市公共施設等総合管理計画
個別施設計画

(7) 環境・衛生施設

71_ごみ処理施設

72_し尿処理場

74_その他環境衛生施設

令和3年1月

目次

| | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 個別施設計画策定の趣旨及び概要 | 1 |
| | （1）策定の趣旨 | 1 |
| | （2）概要 | 1 |
| | （3）計画期間 | 1 |
| 2 | 施設の現況と課題 | 2 |
| | （1）施設の役割 | 2 |
| | （2）施設の一覧 | 2 |
| | ① 施設の現況一覧（2020（令和2）年3月末現在） | 2 |
| | ② 施設の配置状況 | 4 |
| | （3）施設の管理等 | 6 |
| | （4）施設の課題 | 6 |
| 3 | 施設整備方針 | 7 |
| | （1）今後の施設整備の考え方 | 7 |
| | （2）個別施設方針 | 8 |

1 個別施設計画策定の趣旨及び概要

(1) 策定の趣旨

国においては、2013（平成25）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが期待される中、本市においては、平成29年3月、地方公共団体のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「都城市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）」を策定しました。

今後、総合管理計画等に基づき、環境・衛生施設（ごみ処理施設、し尿処理場、その他環境衛生施設）について施設の状況等を分析し、安心・安全に執務できる環境を確保し、必要なサービスを適切かつ持続可能な形で提供するために、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定するものです。

なお、本計画は、総合管理計画における施設類型ごとの適正化計画として位置付けます。

(2) 概要

本計画は、「総合管理計画第3章3-2-3類型別方針(7)環境・衛生施設」の方向性に沿いつつ、個別施設の整備に関して今後具体的に推進するための計画を示すものです。

(3) 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度※までの5年間を第1期とします。

なお、社会情勢の変化、財政状況等を踏まえ、5年ごとに計画の改訂を行います。また、見直しの必要が生じた際は、適宜見直しを行います。

※維持更新費用は、総合管理計画の計画期間に合わせ2017（平成29）年度から2046（令和28）年度までの30年間とします。

2 施設の現況と課題

(1) 施設の役割

① ごみ処理施設

環境・衛生施設に分類されるごみ処理施設は、一般廃棄物の最終処分場や焼却施設、再資源化・啓発施設であり、市民生活に密着した施設の一つで、市民の生活基盤として必要な施設です。

② し尿処理場

し尿処理場は、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を維持するため、市民の生活基盤として必要な施設です。

③ その他環境衛生施設

(地下水位観測井戸)

都城盆地では、水道水源をはじめ、農業用水や工業用水など地域の用水のほとんどを地下水に依存しています。地域の重要な循環資源である地下水を将来にわたり保全していくためには、地下水位の監視体制の構築が重要とされています。そのため、都城市地下水保全推進計画（平成6年3月）に基づき、地下水位観測井戸（1～4号）、北部観測井戸（深・浅）、西部観測井戸（浅）における継続的観測を行っています。

(斎場)

都城市斎場は、平成2年3月に、無煙・無臭化による周辺環境との調和に配慮した新斎場として竣工しました。斎場は人生終焉の火葬を実施する場所であり、近しい人との最後のお別れをするための施設です。

(2) 施設の一覧

① 施設の現況一覧（2020（令和2）年3月末現在）

ごみ処理施設は、7施設で床面積は合計で41,073㎡となっています。

| | 施設名称 | 所在地 | 建築年度 | 構造 | 敷地面積 | 床面積 |
|---|---------------|-----------------|--------|------------|----------|---------|
| ① | 大岩田一般廃棄物最終処分場 | 都城市大岩田町 5973 | 平成12年度 | 木造 | 154,629㎡ | 52㎡ |
| ② | 一般廃棄物最終処分場 | 都城市上水流町 1784-1 | 平成10年度 | 鉄筋コンクリート | 240,244㎡ | 1,326㎡ |
| ③ | リサイクルプラザ | 都城市下水流町 4028-11 | 平成16年度 | 鉄骨鉄筋コンクリート | 38,909㎡ | 12,368㎡ |

| | 施設名称 | 所在地 | 建築年度 | 構造 | 敷地面積 | 床面積 |
|-----|------------------|----------------------|----------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| ④ | 高崎一般廃棄物 最終処分場 | 都城市高崎町 大牟田 2079-6 | 平成 16 年度 | 鉄骨造 | 42,462 m ² | 13,985 m ² |
| ⑤ | 清掃工場 | 都城市郡元町 224 | 昭和 57 年度 | 鉄骨鉄筋コンクリ -ト | - | 4,203 m ² |
| ⑥ | 山之口町ごみ一 時集積場 | 都城市山之口 町富吉 1491-3 | 平成 9 年度 | 鉄骨造 | 6,330 m ² | 180 m ² |
| ⑦ | 都城市クリーンセ ンター | 都城市山田町 山田 7599-5 | 平成 26 年度 | 鉄骨鉄筋コンクリ -ト | 30,653 m ² | 8,959 m ² |
| 総 計 | | | | | | 41,073 m ² |

し尿処理場数は、1 施設で床面積は合計で 3,946 m²となっています。

| | 施設名称 | 所在地 | 建築年度 | 構造 | 敷地面積 | 床面積 |
|-----|------|------------------|---------|----------|-----------------------|----------------------|
| ① | 清浄館 | 都城市吉尾町 2544-1 | 平成 5 年度 | 鉄筋コンクリート | 15,392 m ² | 3,946 m ² |
| 総 計 | | | | | | 3,946 m ² |

その他環境衛生施設数は、5 施設で床面積は合計で 1,909 m²となっ
ています。

| | 施設名称 | 所在地 | 建築年度 | 構造 | 敷地面積 | 床面積 |
|-----|----------------------|--------------------|---------|------------|-----------------------|----------------------|
| ① | 地下水観測 井戸 1号観測井 | 都城市早鈴町 1407 番地 | 平成 4 年度 | コンクリートブロック | - | 1 m ² |
| ② | 地下水観測 井戸 2号観測井 | 都城市都原町 7707 番地 | 平成 4 年度 | コンクリートブロック | - | 1 m ² |
| ③ | 地下水観測 井戸 3号観測井 | 都城市祝吉二丁 目 1-1 | 平成 4 年度 | コンクリートブロック | 27 m ² | 1 m ² |
| ④ | 地下水観測 井戸 4号観測井 | 都城市都北町 5225-5 | 平成 4 年度 | コンクリートブロック | - | 1 m ² |
| ⑤ | 斎場 | 都城市下長飯町 5453 番地 | 平成 1 年度 | 鉄筋コンクリート | 11,129 m ² | 1,905 m ² |
| 総 計 | | | | | | 1,909 m ² |

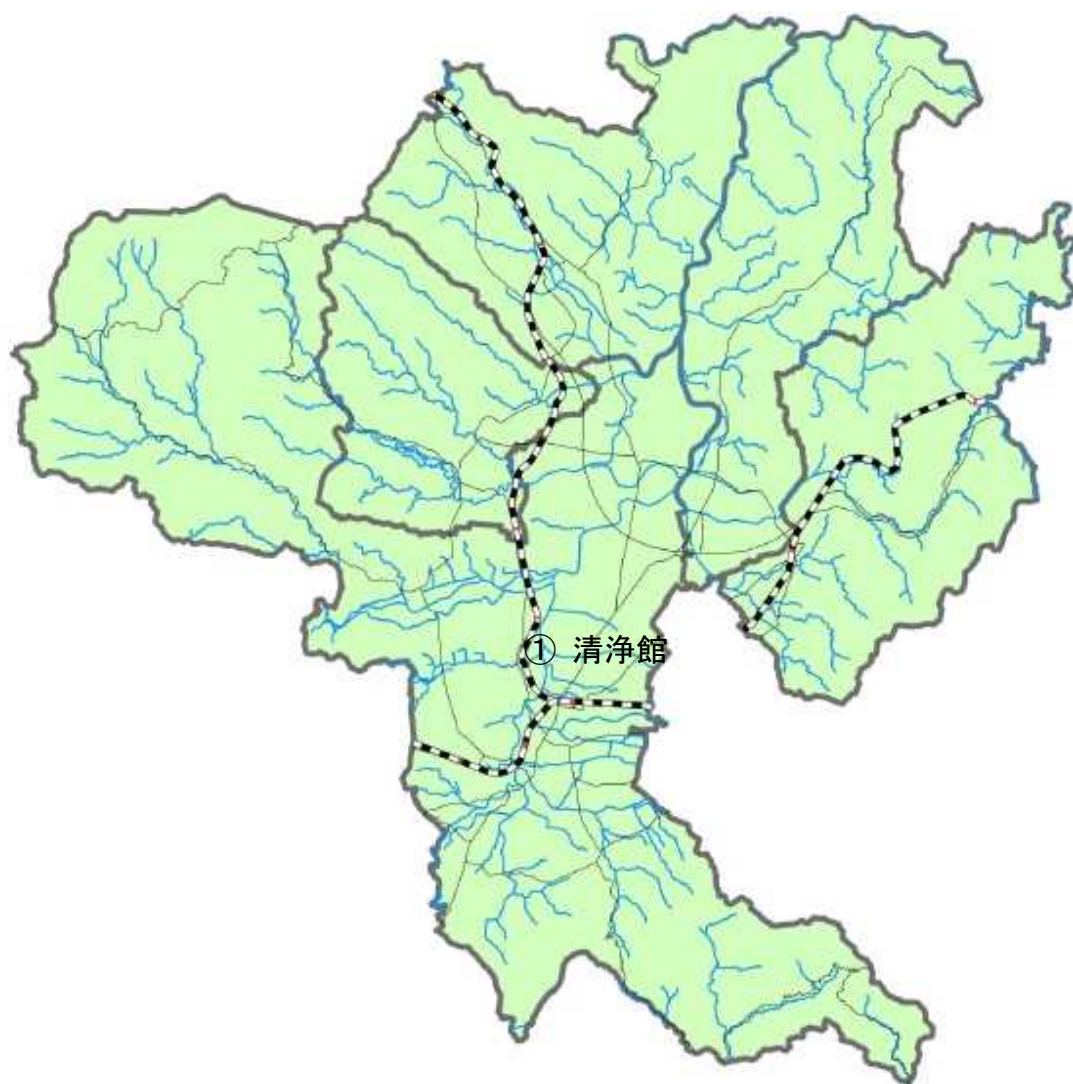
② 施設の配置状況

都城市内の環境・衛生施設の配置状況は次の位置図のとおりです。

【ごみ処理施設】



【し尿処理場】



【その他環境衛生施設】



(3) 施設の管理等

事故等の重大な問題発生の回避、修繕や更新等の必要性の判断のための、劣化調査のほか、職員による自主点検を定期的を実施します。自主点検は、建物の日常的な点検や定期点検の内容などを取りまとめた「都城市公共建築物保全ガイドブック」により施設所管課において実施します。

(4) 施設の課題

① ごみ処理施設

最終処分場は、埋立て終了後の跡地利用も考えなくてはなりません。また、新しい施設の建設も必要となります。さらに、埋立て終了後も浸出水処理施設など必要な施設があり、継続させるために改修も必要となります。

焼却処理施設は、新たにクリーンセンターが稼働し、旧清掃工場は閉鎖しているため、解体の時期を考えないといけません。また、リサイクルプラザは、築15年目ですが、雨漏りが著しく、外壁や屋根について補修が必要です。

② し尿処理場

市民生活の根幹を支えるし尿処理場は、単に建物だけで用を満たすものではなく、処理設備・機器等が機能を100%発揮することで、所定の性能を満足できる性格を有しています。このため、今後も年次補修計画を策定し、設備機器の計画的な整備を視野に入れた管理を進めていきます。

③ その他環境衛生施設

地下水位観測井戸（1～4号）は、建築年数が20年を超えており、外壁にはひび割れ等が生じているなど老朽化が進んでいます。

斎場は建築後30年経過しており各所に経年劣化が見られますが、大きな損傷は見られません。計画的な維持補修を行いながらの利用となります。

3 施設整備方針

（1）今後の施設整備の考え方

行政サービスの効率的・効果的な提供、市民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、計画的な修繕・改修を行います。

耐用年数到来時に、集約化・複合化・譲渡・廃止の可能性や立地適正化計画などと整合性を取りながら、人口推計に対応した適正な面積について、検討を開始します。

ただし、耐用年数到来前であっても、老朽化等により建替えの時期を迎える場合、又、施設の利用状況や周辺環境・社会情勢の変化が生じた場合等に方針の検討を開始します。

① ごみ処理施設

一般廃棄物の最終処分場や焼却、再資源化施設は、市民の生活基盤の役割を担っており、適切に管理する必要があるため、必要に応じて計画的な修繕・改修を行います。

将来的な建替えの際は、人口等の状況を踏まえて適正な面積について検討します。

② し尿処理場

公衆衛生の向上及び生活環境の保全を維持する役割を担っており、適切に管理する必要があるため、必要に応じて計画的な修繕・改修を行います。

将来的な建替えの際は、人口等の状況を踏まえて適正な面積について検討します。

③ その他環境衛生施設

地下水の保全、火葬の役割を担っており、適切に管理する必要があるため、必要に応じて計画的な修繕・改修を行います。

将来的な建替えの際は、人口等の状況を踏まえて適正な面積について検討します。

(2) 個別施設方針

環境・衛生施設の個別施設ごとの方針は次のとおりです。

① ごみ処理施設

| NO | 施設名称 | 今後の方針（2021（R3）～2025（R7）） | H29～R28 維持更新費用 (単位:百万円) |
|----|---------------|--|-------------------------------|
| ① | 大岩田一般廃棄物最終処分場 | 埋立て完了後、管理が必要な施設であるため、現状維持とする。 | (20) |
| ② | 一般廃棄物最終処分場 | 2020(令和2)年度から第3期処分場を建設する。 | (304) |
| ③ | リサイクルプラザ | 廃棄物の中間処理施設として重要な役割を担っているため、現状維持とする。 | (2,199) |
| ④ | 高崎一般廃棄物最終処分場 | 埋立て完了後、管理が必要な施設であるため、現状維持とする。 | (2,636) |
| ⑤ | 清掃工場 | 平成27年2月で稼働を停止。 | 0 |
| ⑥ | 山之口町ごみ一時集積場 | 資源ごみや燃やせないごみ等を一時的に集積する施設であるため、現状維持とする。 | (17) |
| ⑦ | 都城市クリーンセンター | 廃棄物の中間処理施設として重要な役割を担っているため、現状維持とする。 | (1,446) |

② し尿処理場

| NO | 施設名称 | 今後の方針（2021（R3）～2025（R7）） | H29～R28 維持更新費用 (単位:百万円) |
|----|------|--|-------------------------------|
| ① | 清浄館 | 市民生活の根幹を支える上で非常に重要な役割を担っているため、現状維持とする。 | (750) |

③ その他環境衛生施設

| NO | 施設名称 | 今後の方針（2021（R3）～2025（R7）） | H29～R28 維持更新費用 (単位:百万円) |
|----|----------------------|--|-------------------------------|
| ① | 地下水観測 井戸 1号観測井 | 地下水位観測井戸(1～4号)における地下水位の観測は、昭和60年以降継続して調査が行われており、長期的な地下水位の動向を把握するための非常に有効な手段となっており、現状維持とする。 | (0) |
| ② | 地下水観測 井戸 2号観測井 | | (0) |
| ③ | 地下水観測 井戸 3号観測井 | | (0) |
| ④ | 地下水観測 井戸 4号観測井 | | (0) |
| ⑤ | 斎場 | 都城市民のみならず周辺市町からの利用もある、圏域には数少ない火葬場で、都城市には必要な施設であるため、現状維持とする。 | (403) |

※今後の方針欄で「現状維持」としている施設は、計画期間内であっても、周辺環境・社会情勢の変化が生じた場合等に、方針転換をすることがあります。

※維持更新費用について

- ① 各施設の施設類型や延床面積、階数に応じて、部位・部材及びその数量を推定した単価により、修繕、大規模改修、建替えの周期を順に15年、30年、60年として推計している。また、設計委託費、外溝工事費、用地補償費、解体費等は含まない。ただし、床面積が100㎡未満の建物については、修繕及び大規模改修を行わず、建替えのみで推計している。
- ② 維持更新費用の括弧書き部分は、具体的な計画段階ではないため、現在の建物面積と同面積で建替えるものとして推計している。